

町内幼小中学校(園)保護者の皆様

多賀町教育委員会

非常変災時に係る臨時休業等の措置について

立夏の候 保護者の皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

平素は、多賀町の教育活動にご理解・ご協力をいただき、ありがとうございます。

さて、本町では、安心安全な学校・園づくりを目指しており、台風・地震等の自然災害の場合など非常変災時におきましては、町内幼稚園・小学校・中学校において臨時休業等の措置により対応いたします。

つきましては、特別警報および暴風警報、Jアラートによる緊急速報が発令された場合は、別紙の措置を取りますので、幼児・児童・生徒が安全に登下校できますように格段のご配慮をお願いします。

なおこの文書につきましては、1年間保存版として大切に保管していただきますようお願いいたします。

また、多賀町総合情報配信システムに登録いただくと、気象警報等の情報が配信されますので、ぜひともご登録ください。下記のQRコードを読み取り、空メールを送信いただくか、下記アドレスに空メールを送信いただきますと登録することができます。



touroku@taga-town.jp

(問い合わせ先)

多賀町教育委員会事務局 学校教育課

電話 0749-48-8123

有線 2-3741

FAX 0749-48-8155

非常変災時に係る臨時休業等の措置について 【保存版】

多賀町教育委員会

※多賀町内幼稚園・小学校・中学校の登下校について

☆ 臨時休業

午前 7 時において多賀町を含む地域に「特別警報」または「暴風を含む警報」「緊急速報による屋内避難の呼びかけ」が発令されている場合は、臨時休業とします。

この場合は学校・園から臨時休業の連絡はいたしません。

- ※ 警報発令は、テレビ・ラジオなどで確認してください。
- ※ その他、落石、大水、積雪などで登校が危険と判断される場合は自宅待機をさせてください。その時には、その旨学校まで連絡をお願いします。
- ※ Jアラートによる緊急速報で、7時以降始業までの間に本県域に「屋内避難の呼びかけ」があった場合は、登校前の幼児・児童・生徒については、自宅待機とし、登校中の児童・生徒については、避難行動をとるようご家庭でも注意を呼びかけてください。

【屋外にいる場合】

- ・近くのできるだけ頑丈な建物に避難する。
- ・適当な建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部を守る。

【屋内にいる場合】

- ・できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋へ移動する。

* 詳細については、内閣官房国民保護ポータルサイト(<http://www.kokuminnhogo.go.jp/>)をご覧ください。

☆ その他の警報

『大雪警報』『大雨警報』『洪水警報』は、休業とはなりません。
ただし、教育委員会の判断により、「自宅待機」や「臨時休業」になる場合もあります。この場合は連絡メールや有線放送等でお知らせします。

* 雨量によって河川の増水や土砂災害も予想されます。下校後には、河川や危険な地域へは立ち入らないとともに、外出等を控えるなどの子どもたちの安全確保にご配慮いただきますようよろしくお願いします。